

○令和7年度滋賀支部の収支

(百万円)

	収 入					計
	保険料収入		その他収入			
	一般分		債権回収 以外	債権回収		
全 国 計	11,054,642	11,053,235	47,240	31,739	15,501	11,101,881
滋 賀	92,359	92,347	372	266	107	92,731

(百万円)

	支 出																
	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）						現金給付費等 （国庫補助等 を除く）	前期高齢者 納付金等 （国庫補助 を除く）	業務経費 （国庫補助 を除く）	一般管理費 （国庫負担 を除く）	その他支出	令和5年度の 収支差の精算	令和5年度のインセンティ ブ		計		
	医療給付費（国庫補助を除く）				年齢調整額	所得調整額							加算額	減算額			
	(A) - (B)	医療給付費 (A)	災害特例分(B)														
			令和5年の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)													
全国計	5,860,630	5,860,630	5,862,500	431	1,439	-	-	574,713	3,652,979	196,277	84,474	53,300	-	-	10,351	▲10,351	10,422,374
滋賀	47,820	48,759	48,759			777	▲1,716	4,816	30,612	1,645	708	447	780	88	88	0	86,915

(百万円)

	収支差		
	計		
	全国平均分	地域差分	
全 国 計	679,508	679,508	-
滋 賀	5,816	5,694	122

- (注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和7年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和5年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
- また、(B2)は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分の中の医療給付費（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
5. 「令和5年度の収支差の精算」は、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和5年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

○令和7年度滋賀支部収支差(地域差分)の保険料率換算

※保険料率換算は、令和7年度の総報酬額の実績に基づく参考値である。

	支部別収支差 (地域差分) (a)	総報酬額 (7年度実績) (b)	保険料率換算 (a)/(b)*100
	(百万円)	(百万円)	(%)
滋 賀	122	926,250	0.01

- (注) ・令和9年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和7年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- ・令和9年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和7年度の支部の収支差（地域差分）を令和9年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算（収支差（地域差分）を令和7年度の総報酬額の実績で除したもの）とは異なる。

0.01%の引き下げ相当